

令和2年度 安来市地域包括支援センター事業計画

■ 基本方針

- 「第7期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（3年次）に基づき、関係機関との密接な連携により、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。特に、本年度は第8期計画の策定に向け積極的な協力と政策提案に努める。
- 国は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るべく社会福祉法等の改正が成立された。当センターとしては、従来に増して「断らない相談支援」に向け、関係機関との連携・協働を進めるとともに、いつでも相談に応じる体制の強化と休日相談の充実に努める。
- 総合相談や地域ケア会議等で明らかになった地域課題については、地域の支え合いを推進する「生活支援体制整備事業」への参画をはじめ、運営母体である社会福祉協議会や安来市社会福祉法人連絡会との連携により、新たな社会資源の開発に努める。
- 「地域ケア会議」の充実により、個別地域ケア会議では「困難事例」をはじめ「自立支援型ケアマネジメント」では多職種連携により一層の自立支援・重度化防止に取り組む。又、校區別地域ケア会議・安来市地域ケア推進会議では「介護予防・健康づくり」をテーマに意見交換を行い政策形成に努める。
- 「認知症施策推進大綱」により「共生」と「予防」を車の両輪として推進していく方針が示された。「共生」については従来に増して認知症に対する正しい理解の促進を図るとともに、「本人交流会」（山陰どまんなかプロジェクト）等の開催により当事者発信支援に努める。又、「予防」については、通いの場における「こけないからだ体操」と「もの忘れトレーニング」を一体的に行い、効果検証を行いながら総合的な認知症施策推進事業に努める。

■ 実施事業

I. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域住民の抱える様々な困りごとに対し、ワンストップの相談窓口として、関係機関との連携・協働により包括的な相談支援体制の構築に努める。

①愛称「高齢者まると相談センター」の周知

②休日相談の充実

- ・日時 毎月第1日曜日・第3日曜日 午前9時30分～12時
- ・会場 安来市中央交流センター2階 第4会議室

新：「ミニ講座」の開催（参考資料1）

- ・日時 毎月第3日曜日 午前9時30分～12時
- ・会場 安来市中央交流センター2階 第5会議室

③時間外相談の受付と緊急対応の実施

- ・携帯電話への転送により、土日・祝祭日・年末年始の相談受付と緊急対応を行なう。

④相談システムの活用

- ・データベースの構築により速やかな統計処理と地域課題の把握・分析を行う。

⑤地域におけるネットワークの構築

- ・校区別地域ケア会議（各校区1回）、安来市地域ケア推進会議（年1回）、総合相談支援事業業務委託事業所連絡会。（年1回）
- ・地区民協、地区社協、相談事業所、交流センター、自治会等との連携。（随時）

⑥地域の実態把握及び対象者の把握

- ・日常の相談業務により、地域課題の把握や潜在的ニーズの発見・早期対応。
- ・民生委員、在宅介護支援センター、事業所、地域（ミニサロン等）からの情報収集。

⑦専門的な相談支援

- ・高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう市内3か所の在宅介護支援センターへの委託により総合相談を実施。

⑧日常的な相談支援

新：ホームページでの相談コーナーを開設し、相談受付の方法を拡充することにより問題の深刻化を未然防止する。

- ・電話相談・来所相談・訪問相談をはじめ、ミニサロン、ミニデイ、地区民協、地区老連、自治会等が主催する会合等に出向き、地域の実情、生活課題などの情報把握及び相談支援を行う。

新：⑨相談事業所連絡会・相談員研修の開催（安来市社会福祉法人連絡会との共催）

期日 令和2年11月～12月

会場 安来商工会議所「大ホール」

内容 検討中

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待、消費者被害、財産などの権利侵害に関する通報及び相談に対し、迅速な権利擁護を行うとともに、権利擁護機関や制度につなぎ専門的な権利擁護業務を実施する。

① 高齢者虐待への対応

- ・安来市虐待防止マニュアルにより迅速な虐待対応。
- ・虐待事例検討会の開催及びコアメンバー会議への参画
- ・虐待実務者会議及び虐待防止対策協議会への参画。
- ・地域見守り（気づき）シート活用による啓発及び早期発見。
- ・「高齢者虐待防止研修会」への協力。

② 成年後見制度の活用

- ・松江家庭裁判所及び安来市権利擁護センター等との連携により活用支援。

新：「支援者のための成年後見制度活用講座」の開催（参考資料2）

③ 措置への協力支援

- ・虐待対応による分離保護の支援、入所判定委員会への参画。

④ 困難事例への対応

- ・困難事例ケース検討会の開催⇒個別地域ケア会議の開催。
- ・行政及び基幹相談支援センター等関係機関との連携による対応。

⑤ 消費者被害の防止

- ・民生委員、介護支援専門員等との連携による未然防止及び早期発見。
- ・安来市消費生活センター等との連携による消費者被害の対応支援。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者の状況変化に応じて包括的かつ継続的な支援を実施する為、地域における関係機関等との連携体制づくりや介護支援専門員協会との連携強化を進める。また定期的な地域ケア会議を開催し、個別課題の抽出、ネットワーク構築、個別課題の解決、自立支援型ケアマネジメントの普及推進を図るなど包括的・継続的ケアマネジメント業務を実施する。

① 個別地域ケア会議の開催

- ・自立支援型ケアマネジメント会議（7月～2月）

新・自立支援型ケアマネジメント会議の公開講演会（参考資料3）

期 日 令和2年10月16日（金）

会 場 広瀬社会福祉センター（会議室・視聴覚室・創作活動室）

内 容 ①事例検討 ②評価報告 ③オンライン講義

講 師 大分県/株式会社ライフリー代表取締役 佐藤 孝臣 氏

新・自立支援型ケアマネジメントにおける専門職の同行訪問

- ・困難ケースについては、必要に応じ随時開催。

②校区別地域ケア会議

区 別	期 日	会 場	テーマ
1 中校区地域ケア会議	10月8日（木）	安来中央交流センター	地域におけるフレイル予防・介護予防・健康づくり
2中・3中校区地域ケア会議	10月22日（木）	広瀬社会福祉センター	
広瀬中校区地域ケア会議	11月5日（木）	広瀬社会福祉センター	
伯太中校区地域ケア会議	11月19日（水）	いきいきの郷はくた	

③ 安来市地域ケア推進会議

期 日 令和3年1月末

会 場 安来市総合文化ホールアルテピア「小ホール」

テーマ 「地域におけるフレイル予防・介護予防・健康づくりを考える」

④介護支援専門員に対する支援

個別支援

- ・困難ケースに対するケアマネへの個別支援（随時）
- ・ケアマネからの相談シートによる個別相談支援（随時）

環境整備

- ・ケアマネ研修会（新人研修を含）、主任ケアマネ研修会の開催（年1回）

新・主任介護支援専門員連絡会の組織化支援

- ・ケアプラン研修会等への協力（安来地域介護支援専門員協会共催）
- ・在宅医療・介護連携に向けた研修会等への協力（安来市在宅医療支援センター共催）
- ・「社会資源情報誌」の改訂・提供

(4) 介護予防ケアマネジメントと一般介護予防事業

①介護予防支援

地域での自立した生活が送れるよう、多様な介護予防事業やその他適切な支援を行うとともに介護予防ケアマネジメントを行う。

- ・利用者の状態と主体性を尊重し、自立支援を促す介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合は、必要に応じて助言を行い委託業務が適切に実施されるようケアプラン点検等に努める。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の周知啓発及び対象者の円滑な利用支援を行う。

②「住民運営通いの場」(こけないからだ体操)の拡充(参考資料4)

「リハビリテーション活用事業」により、リハ職、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の協力により「住民運営の通いの場」(こけないからだ体操)の拡充を行う。

【新規】

安来地区～飯梨地区	15名
安来地区～南城谷地区	21名
広瀬地区～中の丁有志の会	12名

【継続】

広瀬地区～町帳有志の会	9名
安来地区～島田「梨の花サロン」	12名
伯太地区～日次「日次女性部」	15名

新③新型コロナウイルス影響による高齢者の電話・訪問による安否確認・基本チェックリストの実施

前回「基本チェックリスト」実施者で介護サービスを利用していない高齢者を抽出し、今回の自粛による健康や生活への影響について電話ヒアリング及び訪問による基本チェックリストを行い、新しい生活様式におけるフレイル予防・介護予防のあり方を検証する。

(参考資料5)

II. 認知症施策推進事業

認知症の疑いのある人の早期発見・早期対応により、適切なサービス利用や生活環境調整等を行う。特に、認知症地域支援推進員の複数配置し、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等が受けられるよう認知症ケアの向上に努める。

(1) 認知症地域支援推進員の複数配置

認知症地域支援推進員専従職員2名と兼務職員5名により相談支援体制の強化を図る。

(2) 認知症理解普及促進事業

①「認知症サポーター養成講座」の開催(企業、地域、団体、学校等)

②「認知症講演会」の開催(参考資料6)

期日 令和2年10月10日(土)

会場 安来商工会議所「大ホール」

内容 高齢者のSOSネットワークの構築について

③「もの忘れトレーニング・プログラム実施による認知機能への効果検証」

週1回の「こけないからだ体操」と「物忘れトレーニング・プログラム」を一体的に実施し、フレイル予防にどのような効果をもたらすのか鳥取大学との共同研究のもと検証する。

(3) 在宅生活支援体制づくり

認知症サポーター及びキャラバンメイトが行う認知症の早期発見や予防、認知症の方や家族を支える活動の支援を行うとともに連携強化に努める。

(4) 認知症初期集中支援チーム推進事業

医師、医療系職員等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を2チーム制により、迅速かつ効率的な支援を行うことで、認知症の人や家族、地域等に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた集中支援を行う。

(5) 本人及び家族介護者への支援事業

①「介護者のつどい」の開催

少人数制の介護者同士の話し合いや情報交換により、介護者の心身の負担軽減やリフレッシュを図る。(毎月第3月曜日/安来市中央交流センター)

②「本人交流会」の開催(月1回)山陰どまんなかプロジェクト

認知症本人同士が集い、楽しく安心して話し合い、相談し合える居場所づくりを行い、自分たちの思いや希望を社会に発信していける場づくりをめざし開設する。

③「男性介護者のつどい」の開催(年1回)

男性介護者同士の話し合いにより、男性特有の課題等についての意見交換を行う。

新④「パートナー養成研修」(参考資料7)

昨年度チームオレンジとしてステップアップ研修を受講した市民等を対象とし、認知症当事者を支援する「パートナー」の育成を目指す。

新(6) 高齢者のSOSネットワーク実務者会議(仮称)への参画

①関係機関実務者会議への参画

Ⅲ. 組織運営の強化

(1) 包括事業「評価」の実施と公表

全国統一の評価指標(55項目)を安来市独自の評価法により、自己評価を行い行政評価を通し、介護保険運営協議会での審議を経てホームページに公表する。

新(2) スケジュール管理システムの導入

(3) 「ホームページ」の充実

(4) 「包括ニュースレター」の発行(年4回)

Ⅳ. その他事業

(1) ケアプラン点検業務への協力

介護保険給付適正化事業の一環として、市と共同してケアプラン点検(評価)を行う。

(2) 生活支援体制整備事業への協力

①安来市生活支援・介護予防協議会への参画

②「協議体」設置促進の協力

新(3) 終活事業(死後事務)への開発協力